

平成30年度 第3回天童市農業委員会総会会議録

平成30年6月13日(水)午前10時00分 第3回天童市農業委員会総会を
天童市役所5階会議室に招集した。

1 出席した委員

1番	遠藤市雄	11番	佐藤善治
2番	那須桂子	12番	三宅藤義
3番	熊澤八弘	13番	松田康政
4番	齋藤照一	14番	太田博巳
5番	横山愛	15番	梅津節子
6番	秋保茂男	16番	今野滋
7番	原田洸一郎	18番	佐藤悦雄
8番	長谷川喜久	19番	堀越重助
9番	片桐久雄		
10番	清野貢市		

2 欠員

17番 細矢 幸市

3 遅刻した委員

なし

4 出席した事務局職員

事務局長	武田文敏	事務局長補佐	澤和彦
主事	布施雄基		

5 議事日程

別紙日程のとおり

6 議事 午前9時50分 開会

議 長 6月8日付け天童市農業委員会告示第7号にて招集した、平成30年度第3回天童市農業委員会総会を開会します。

議 長 本日の総会に欠席届のある委員は細矢幸市委員1名です。定足数に達しておりますので会議を開会します。日程第3号議事録署名の指名をします。7番、原田洸一郎委員、8番、長谷川喜久委員の両名をお願いします。

議 長 日程第4の事務処理報告をお願いします。事務局の説明を求めます。
事務局長 事務処理について総会資料等に基づき報告する。
総会資料1ページの地目変更登記申請等に係る非農地証明並びに登記官からの照会への回答について報告する。
総会資料2～3ページの農地改良受付状況について報告する。
総会資料4～5ページの農地法第3条の3第1項の規定による届出受付状況について報告する。
総会資料6ページの農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について説明する。
総会資料8ページの農地法第4条第1項の第8号の農地転用許可事項確認について報告する。

議 長 事務局から事務処理報告がありましたが、ご質問等ありませんか。
議 長 清野貢市委員。
清野委員 1ページの2番目、地目の台帳が畑で現況が原野となっていますが、どういう状態を原野というのか確認したい。

議 長 事務局。
布施主事 総会資料1ページの番号2番について説明します。山林原野の中に今は跡形もなくなっていますが昔炭焼き小屋があり、その場所が一筆だけ農地であったということです。

議 長 今回、この部分を非農地証明として取り扱っています。
その他、ございませんか。

(ありません。の声)

議 長 日程第5の議事に入ります。
承認第3号 農地法第18条6項の規定による審査について上程します。事務局の説明を求めます。

布施主事 総会資料（9 ページ）を説明する。
議 長 事務局から説明がありました。皆さんから質問等ありませんか。
(ありません、の声)

議 長 承認第3号 農地法第18条6項の規定による通知の審査につ
きましては、異議なしと認め、承認いたします。

議 長 議第10号 農地法第3条の規定による許可について上程いた
します。事務局の説明を求めます。

布施主事 総会資料（10～11 ページ）を説明する。
議 長 地元農業委員の調査の結果を求めます。
議 長 1番から4番、太田博巳委員。
太田委員 事由の通り問題ありません。
議 長 5番、原田洗一郎委員。
原田委員 渡人と受人は親子関係であり、経営移譲したいということです。
事由の通り問題ありません。

議 長 6番、片桐久雄委員。
片桐委員 事由の通り問題ありません。
議 長 7番、三宅藤義委員。
三宅委員 受人が、畑作を拡大したいということです。
事由の通り問題ありません。

議 長 8番、今野滋委員。
今野委員 事由の通り問題ありません。
議 長 10番、佐藤善治委員。
佐藤委員 渡人と受人は、親戚関係にあります。
おじいさんが亡くなり、今回売買契約をしたということです。
問題ないと思います。

議 長 地元農業委員の報告によると、事由の通り問題なしということ
ですが、皆さんからご異議ございませんか。
(ありません、の声)

議 長 議第10号 農地法第3条の規定による許可につきましては、異
議なしと認め、許可することに可決・決定いたします。

議 長 議第11号 農地法第5条の規定による許可について上程します。

布施主事 総会資料（12ページ）を説明する。
議 長 地元農業委員の調査の結果を求めます。
1番、今野滋委員。

今野委員 受人は、大工を営んでいますが駐車場がないということで、自宅のすぐ隣に隣接している土地を106㎡ほど今回求めるということです。

議 長 2番、遠藤市雄委員。
遠藤委員 親子であり、親の宅地の隣への住宅建築です。問題ありません。
議 長 調査委員の調査の結果を求めます。那須桂子委員。
那須委員 6月5日、今野滋委員と地元農業委員の立会いの下、現地を調査確認したところ、問題ありません。

議 長 地元農業委員並びに調査委員の報告によると、事由の通り問題なしということですが、皆さんからご異議ございませんか。
(ありません。の声)

議 長 議第11号 農地法第5条の規定による許可につきましては異議なしと認め、許可することに可決・決定いたします。

議 長 議第12号 平成30年度第3回農用地利用集積計画について上程します。事務局の説明を求めます。

澤 補佐 総会資料(13～15ページ)を説明する。別紙資料あり。
議 長 事務局から説明がありましたが、皆さんからご異議ありませんか。
(ありません、の声)

議 長 議第12号 平成30年度第3回農用地利用集積計画につきましては異議なしと認め許可することに可決・決定いたします。

議 長 議題13号 天童農業振興地域整備計画の変更に対する意見について上程します。

布施主事 総会資料（16～17ページ）別紙あり。
議 長 皆さんから質問等ありませんか。
議 長 原田洸一郎委員。
原田委員 添付図を見ると非常に直線的で、造成はしやすいと思うのですが、残された畑が分断されるようにも見えます。西側の川沿いに農業振興地域が残っているようです。残された方も大変だと思いますので、

その辺の考え方を教えてください。

議 長

このことについて、事務局。

布施主事

事務局では、残地の状況について把握しきれてない部分もあります。この場での回答が難しいところです。

今回は、農業振興地域の整備計画の変更に対する意見を求められています。隣接する病院との間に農振地域を残すことの考えについては、担当課に意見を提出することは可能であるかと思えます。

議 長

遠藤市雄委員。

遠藤委員

工業団地であれば、会社を誘致することになりますが、この計画について分かれば教えていただきたいと思えます。

布施主事

会社の誘致については、担当課においても確定していないということで情報の提供は難しいということでした。

議 長

その他、ご質問、ご異議ありませんか。

遠藤委員

工業団地というような地目の中で進んでいるわけですが、今後目的が変わるようなことがあるのか把握していますか。

議 長

事務局、そこまで把握してますか。

布施主事

今年度の工業団地の整備につきましては、実施計画、用地買収、物件補償までとなっており、来年度から造成工事に入るということになっています。今年度中に実施計画等を行うので、その後に変更があるかどうかは今の段階では分かりかねるところです。

議 長

事務局、この件については。

局 長

農協や土地改良区など各団体にそれぞれ意見を求めており、どのような意見がいただけるのかわからない状況です。

具体的な話が必要であれば、事前に話を聞くことも可能です。

議 長

その他、皆さんからご異議ございませんか。

(ありません、の声)

議 長

議第13号 天童市農業振興地域整備計画の変更に対する意見については異議なしと認め許可することに可決・決定いたします。

以上をもちまして平成30年度第3回天童市農業委員会総会を閉会いたします。

(終了 午前11時00分)